

議第102号

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求め

上記の議案を提出する。

平成25年 3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求め

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成24年度において県が行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、議決を求め。

関係市町名	負担すべき金額		
	既決額	増減額	計
大津市	83,821,300	8,303,647	75,517,653
彦根市	145,886,850	30,540,316	176,427,166
長浜市	162,274,140	33,970,873	196,245,013
近江八幡市	33,741,600	85,884	33,827,484
草津市	55,822,500	142,087	55,964,587
守山市	101,780,584	6,372,553	95,408,031
栗東市	97,867,966	5,799,234	92,068,732
甲賀市	44,823,400	114,091	44,937,491
野洲市	33,907,000	86,305	33,993,305
湖南市	37,090,950	94,410	37,185,360
高島市	33,935,500	109,500	34,045,000
東近江市	84,412,030	5,477,211	89,889,241
米原市	44,898,510	9,399,166	54,297,676
日野町	13,356,050	33,995	13,390,045
竜王町	13,190,650	33,575	13,224,225
愛荘町	34,950,670	7,316,660	42,267,330
豊郷町	9,503,740	1,989,537	11,493,277
甲良町	10,569,580	2,212,662	12,782,242

関係市町名	負担すべき金額		
	既決額	増減額	計
多賀町	10,569,580 ^円	2,212,662 ^円	12,782,242 ^円
計	1,052,402,600	73,343,500	1,125,746,100

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

平成24年10月12日議決の「流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて(議第149号)」の金額を改めようとするものである。